

2025年6月

お客様 各位

津山信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

平素は、津山信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けての取り組みに従って準備を進めておりますが、今般、同取り組みの一環として、下記のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

今後とも、より一層商品・サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 2027年4月1日以降を期日とする手形（先日付の小切手を含む）の取立停止

(1) 実施日 : 2025年7月1日（火）

(2) 実施内容 : 2027年4月1日（木）以降を期日とする手形や小切手の代金取立てを停止します。

2. 当座預金からの払戻請求書による払い戻しの取扱い開始

(1) 実施日 : 2025年10月1日（水）

(2) 実施内容 : 手形・小切手に代わる支払手段として、払戻請求書による当座勘定の払い戻しの取扱いを開始します。なお、当座預金からの出金は現行通り、お取引店でのみご利用いただけます。

3. 手形帳・小切手帳の発行終了

(1) 実施日 : 2026年3月31日（火）

(2) 実施内容 : 手形帳・小切手帳の新規発行申込みの受付を終了します。なお、終了日時点でお手元にある手形帳・小切手帳は終了日以降も引き続きご利用いただけます。

4. 代替サービスのご案内

手形・小切手に代わり、インターネットバンキング、電子記録債権（でんさいサービスおよびでんさいライト）への移行をご検討ください。電子化することで、紛失リスクの低減、印紙代の削減等、様々なメリットがあります。

以上